

四日市市立保育所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 23 日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市条例第 17 号

四日市市立保育所条例の一部を改正する条例

四日市市立保育所条例（昭和 26 年四日市市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保育料の徴収)</p> <p>第 3 条 市は、<u>子ども・子育て支援法</u> <u>(平成 24 年法律第 65 号) 第 27 条</u> <u>第 3 項第 2 号に規定する政令で定める</u> <u>額</u>の範囲内で、規則で定める額を保育 料として徴収する。ただし、市長が必 要と認めるときは、これを減免するこ とができる。</p>	<p>(保育料の徴収)</p> <p>第 3 条 市は、<u>法第 56 条第 3 項の規定</u> <u>による費用</u>の範囲内で、規則で定める 額を保育料として徴収する。ただし、 市長が必要と認めるときは、これを減 免することができる。</p>

附 則

この条例は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

(こども未来部保育幼稚園課)